

# 別表 1

(農林水産省)

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	農林水産省行政効率化推進計画に基づき、庁舎管理業務情報システム(庁内LAN)管理業務、研修業務、公用車関係業務、電話交換業務等について外部委託を図り、平成19～20年度に大臣官房の定員を7人、21年度に1人合理化することを含め、22年度以降も引き続きアウトソーシング等による効率化による定員の計画的な合理化を図る。
<p>【地方農政局】</p> <p>農林統計等関係の業務見直し等(☆)</p>	<p>① 農林統計部門4,132人(平成17年度末定員)について、次のとおり18～20年度に1,119人、21年度に421人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,904人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 実地調査の原則廃止により22年度末までに1,167人合理化する。</li> <li>－ 企画・取りまとめ業務の合理化により22年度末までに538人合理化する。</li> <li>－ 管理業務の合理化により22年度末までに199人合理化する。</li> </ul> <p>② 情報部門876人(17年度末定員)について、業務内容の重点化により、18～20年度に定員を262人、21年度に119人合理化することを含め、22年度末までに定員を502人以上合理化する。</p> <p>③ 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 農政改革の進展に応じて、個々の統計調査の必要性や情報業務の内容を不断に見直す。その一環として、職員による実地調査として残る統計調査の調査員調査、郵送調査への移行を進め、一層の減量・効率化を推進する。</li> <li>－ 22年度末までの定員合理化を踏まえて、関連組織を整理合理化する。</li> </ul>
食糧管理等関係の業務見直し等	<p>① 食糧管理部門3,297人(平成17年度末定員)について、次のとおり18～20年度に958人、21年度に360人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,647人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務に係るシステムの最適化により22年度末までに266人合理化する。</li> <li>－ 農産物検査業務についての国の関与の縮減により22年度末までに123人合理化する。</li> <li>－ 米穀の生産調整及び米麦の生産・流通調査業務の調査方法等の見直しにより22年度末までに921人合理化する。</li> <li>－ 管理業務の合理化により22年度末までに337人合理化する。</li> </ul> <p>② 消費・安全部門4,096人(17年度末定員)について、次のとおり18～20年度に293人、21年度に132人合理化することを含め、22年度末までに定員を549人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 食品表示監視業務について実施方法等の見直しにより22年度末までに314人合理化する。</li> <li>－ 食品価格・需要動向調査業務の調査方法の見直しにより22年度末までに47人合理化する。</li> <li>－ 管理業務の合理化により22年度末までに188人合理化する。</li> </ul> <p>③ 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 米政策改革や農政改革の進展に応じて、仕事のやり方自体を含めて不断に業務見直しを行う。その一環として、主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務、農産物検査及び米穀の生産調整業務について、一層の減量・効率化を推進す</li> </ul>

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 22年度末までの定員合理化を踏まえて、関連組織を整理合理化する。</li> </ul>
<p>地方農政局の公共事業関連業務を始めとする業務の効率化（☆）</p>	<p>公共事業関連業務を始めとする業務の効率化・合理化を図ることにより、農林統計等関係及び食糧管理等関係の業務見直し等による定員の合理化のほか、平成18～20年度に地方農政局の定員を360人、21年度に121人合理化することを含め、22年度末までに定員を480人以上合理化する。</p> <p>上記の取組のうち、公共事業関連業務については、事業費の減少に応じた業務のスリム化や業務の効率化の推進を図ってきており、今後とも地方農政局における国営事業の円滑な推進を図るため、アウトソーシングや電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS／EC）を始めとした事務処理のIT化等を引き続き推進し、効率的な業務の執行に努めることにより、18～20年度に定員を195人、21年度に66人合理化する。</p>
<p>【植物防疫所及び動物検疫所】 検疫業務の民間委託等による業務の効率化（☆）</p>	<p>動物検疫業務及び植物検疫業務について、最適化計画に基づくシステムの運用業務等の外部委託等を進め、平成18～20年度に植物防疫所の定員を21人、動物検疫所の定員を8人、21年度に植物防疫所の定員を6人、動物検疫所の定員を2人合理化することを含め、22年度末までに植物防疫所の定員を27人以上、動物検疫所の定員を10人以上合理化する。</p>
<p>【動物医薬品検査所】 動物医薬品検査所における検査検定業務等の効率化</p>	<p>力価試験の廃止、検定対象の見直し、規格基準の策定等、検査検定業務の見直しを行い、減量・効率化を図ること等により平成18～20年度に定員を6人、21年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人以上合理化する。</p>
<p>【森林管理局】 森林管理関係の業務見直し等</p>	<p>① 森林管理関係5,264人（平成17年度末定員）について、18～20年度に277人、21年度に92人合理化することを含め、22年度末までに定員を2,410人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 業務の効率化により22年度末までに440人合理化する。</li> <li>－ 人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行により22年度末までに1,970人合理化する。</li> </ul> <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 独立行政法人への移行後の国及び独立行政法人の具体的組織体制については、十分に精査し効率化を図る。</li> <li>－ 区分経理の在り方など今後の特別会計改革において検討される事項についての結論を踏まえ、更に定員の合理化を図る。</li> </ul>
<p>【漁業調整事務所】 漁業調整事務所の業務実施体制の</p>	<p>内部管理業務の見直し等の業務実施体制の見直しにより、平成18～20年度に5人、21年度に1人合理化することを含</p>

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
見直し（☆）	め、22年度末までに定員を6人以上合理化する。
業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化（☆）	<p>業務の効率化、民間委託の推進等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）の最適化計画」に基づきLANシステムの故障等の縮減と故障対応に必要な業務処理時間の短縮等を実施する。</p> <p>「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システムの最適化計画」に基づき電子申請の推進、データベース等の構築・活用等を実施する。</p> <p>「総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画」に基づき業務間でのデータ連携を通じたデータ重複入力等の排除、手作業及び紙媒体による業務の電算処理化等を実施する。</p> <p>「国有林野事業関係業務の業務・システムの最適化計画」に基づき情報を蓄積、整理、活用する機能強化による企画立案の高度化や事業結果の分析・評価等を実施する。</p> <p>「農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画」に基づき農林水産統計の見直しに沿ってデータの一元管理、サーバの集約、システムの管理・運用業務のアウトソーシング等による業務の簡素化を実施する。</p> <p>「生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画」に基づき業務の廃止等の見直しを行うとともに、インターネットを利用した情報収集やシステムのオープン化等による業務の簡素化を実施する。</p> <p>これらの取組により、平成18～20年度に1,100人、21年度に298人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,640人合理化する見込みである。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（20年5月決定）や、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。</p>
統計調査業務の民間開放の推進による効率化・合理化	平成20年度に牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）、生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）及び木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（承認統計調査）について市場化テストの対象業務とし、21年度には農業物価統計調査及び内水面漁業生産統計調査（いずれも承認統計調査）を市場化テストの対象として、一層の減量・効率化を推進する。
施設管理・運營業務の市場化テストの実施による効率化等	平成21年度に農林水産研修所、森林技術総合研修所に係る施設の管理・運營業務について、民間競争入札を行い、原則3年以上の複数年契約によって実施するなど市場化テストを実施し、施設の管理・運營業務の効率化等を図る。
特別会計改革による事業・事業の効率化・合理化	<p>森林保険特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計については、次のとおり措置する方針。</p> <p>① 森林保険特別会計については、その事務・事業を国有林野事業の一部の業務を行う独立行政法人に移管し、業務の効率化を図るとともに、政府による再保険を措置する。</p>

事 項 名	21年度減量・効率化の取組内容
	<p>② 農業共済再保険特別会計と漁業再保険及漁業共済保険特別会計を統合し、各特別会計に設けていた勘定を整理統合することにより、各勘定の積立金の効率的な活用を図るとともに、森林保険の再保険勘定を設ける等の措置を講ずる。</p>
<p>農林水産研修所、農林水産政策研究所、森林技術総合研修所の組織・運営の効率化・合理化（☆）</p>	<p>① 農林水産政策研究所については次のとおり合理化等する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 課の廃止・統合により総務・企画系統のスリム化、研究課題への機動的かつ弾力的な対応、部室制からグループ制へ研究部門の再編成、内部管理業務の見直し等により、平成19～20年度に4人合理化するとともに、21年度において、当該研究所の移転に伴い、管理する国有財産が財務省関東財務局へ引き継がれることから、内部管理業務の見直しにより1人合理化することを含め、引き続き、22年度以降も業務実施体制の合理化・効率化を図る。</li> <li>－ これまで実施してきている評価に加え、同研究所の設置目的に沿って、研究成果の政策への反映に努め、その実績について毎年度把握するとともに、外部有識者による厳格な評価を3年ごとに受けて、その結果を公表する。</li> </ul> <p>② 農林水産研修所については、内部管理業務の見直し等により、19～20年度に2人合理化するとともに、21年度において、当該研修所の再編を行い、研修実施体制の見直しにより12人合理化することを含め、引き続き、22年度以降も内部管理業務の見直し、アウトソーシングの積極的な推進等、徹底的な見直しを行い、業務実施体制の効率化・合理化を図る。</p> <p>③ 内部管理業務の見直し等により、森林技術総合研修所の定員を19～20年度に2人、21年度に1人合理化することを含め、引き続き、22年度以降も内部管理業務の見直し、アウトソーシングの積極的な推進等、徹底的な見直しを行い、業務実施体制の効率化・合理化を図る。</p>
<p>農林水産技術会議事務局における事務・事業及び組織の合理化等（☆）</p>	<p>行政ニーズに的確に対応した研究課題の設定、その厳格な進行管理、業務の合理化・効率化を図ることにより、平成20年度に5人、21年度に5人合理化することを含め、引き続き、22年度以降も業務実施体制の合理化・効率化を図る。</p>
<p>政策の棚卸しに伴う減量・効率化（☆）</p>	<p>予算事業の見直しを実施した結果、事業実績状況を勘案し、更には予算配分基準の見直し等を行うことで、交付金交付事業の規模縮小を図るとともに、3年以上継続している事業等、既存事業の廃止を行うなど、政策の棚卸しに伴い業務のより一層の効率化を図ることにより、平成21年度に9人合理化する。</p>

（注）事項名に（☆）がある事項における平成21年度の合理化数は、他の事項との重複がある。